

西郷村告示第 3 0 号

令和 4 年第 1 回西郷村議会定例会を、下記のとおり招集する。

令和 4 年 2 月 2 4 日

西 郷 村 長      高 橋 廣 志

記

1 . 期      日      令和 4 年 3 月 2 日

2 . 場      所      西 郷 村 議 会 議 場

## 応 招 不 応 招 議 員

### ・ 応招議員（１６名）

|                 |                 |                 |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| １ 番 鈴 木 昭 司 君   | ２ 番 大 竹 憂 子 君   | ３ 番 鈴 木 修 君     |
| ４ 番 君 島 栄 一 君   | ５ 番 鈴 木 武 男 君   | ６ 番 河 西 美 次 君   |
| ７ 番 松 田 隆 志 君   | ８ 番 鈴 木 勝 久 君   | ９ 番 真 船 正 晃 君   |
| １ ０ 番 藤 田 節 夫 君 | １ １ 番 矢 吹 利 夫 君 | １ ２ 番 上 田 秀 人 君 |
| １ ３ 番 後 藤 功 君   | １ ４ 番 大 石 雪 雄 君 | １ ５ 番 秋 山 和 男 君 |
| １ ６ 番 真 船 正 康 君 |                 |                 |

### ・ 不応招議員（なし）

令和４年第１回西郷村議会定例会

議事日程（１号）

令和４年３月２日（水曜日）午前１０時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 2 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 3 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 4 号 西郷村手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 5 号 西郷村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 6 号 西郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 7 号 西郷村犯罪被害者等支援条例
- 日程第 9 議案第 8 号 西郷村消防団給与条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 9 号 西郷村農業集落排水施設条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 10 号 障害児就学指導に関する白河市への事務の委託の廃止について
- 日程第 12 議案第 11 号 財産の取得について
- 日程第 13 議案第 12 号 令和４年度西郷村一般会計予算
- 日程第 14 議案第 13 号 令和４年度西郷村墓地特別会計予算
- 日程第 15 議案第 14 号 令和４年度西郷村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 16 議案第 15 号 令和４年度西郷村介護保険事業特別会計予算
- 日程第 17 議案第 16 号 令和４年度西郷村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 18 議案第 17 号 令和４年度西郷村水道事業会計予算
- 日程第 19 議案第 18 号 令和４年度西郷村工業用水道事業会計予算
- 日程第 20 議案第 19 号 令和４年度西郷村下水道事業会計予算
- 日程第 21 議案第 20 号 令和３年度西郷村一般会計補正予算（第１号）
- 日程第 22 議案第 21 号 令和３年度西郷村墓地特別会計補正予算（第１号）
- 日程第 23 議案第 22 号 令和３年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
- 日程第 24 議案第 23 号 令和３年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
- 日程第 25 議案第 24 号 令和３年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
- 日程第 26 議案第 25 号 令和３年度西郷村水道事業会計補正予算（第１号）
- 日程第 27 議案第 26 号 令和３年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第１号）
- 日程第 28 議案第 27 号 令和３年度西郷村下水道事業会計補正予算（第３号）
- 日程第 29 白河地方広域市町村圏整備組合議会に関する報告
- 日程第 30 例月出納検査及び定期監査結果報告

・出席議員（１６名）

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| １番 鈴木昭司君  | ２番 大竹憂子君  | ３番 鈴木修君   |
| ４番 君島栄一君  | ５番 鈴木武男君  | ６番 河西美次君  |
| ７番 松田隆志君  | ８番 鈴木勝久君  | ９番 真船正晃君  |
| １０番 藤田節夫君 | １１番 矢吹利夫君 | １２番 上田秀人君 |
| １３番 後藤功君  | １４番 大石雪雄君 | １５番 秋山和男君 |
| １６番 真船正康君 |           |           |

・欠席議員（なし）

・地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                    |                                 |
|--------------------|---------------------------------|
| 村長 高橋廣志君           | 副村長 東宮清章君                       |
| 教育長 秋山充司君          | 会計管理者兼<br>会計室長 田中節子君            |
| 参事兼<br>参総務課長 真船貞君  | 参事兼<br>企画政策課長 福田修君              |
| 参事兼<br>参財政課長 田中茂勝君 | 防災課長 緑川浩君                       |
| 参事兼<br>参税務課長 伊藤秀雄君 | 住民生活課長 和知正道君                    |
| 福祉課長 相川哲也君         | 健康推進課長 田部井吉行君                   |
| 環境保全課長 黒須賢博君       | 参事兼<br>産業振興課長 長谷川洋之君            |
| 建設課長 相川晃君          | 拠点整備室長 関根隆君                     |
| 上下水道課長 木村三義君       | 学校教育課長 関根由美君                    |
| 生涯学習課長 須藤隆士君       | 農業委員会<br>事務局次長兼<br>農地振興係長 小松紀貴君 |

・本会議に出席した事務局職員

|                                    |                                |
|------------------------------------|--------------------------------|
| 参事兼<br>議会事務局<br>兼監査委員<br>主任書記 藤田哲夫 | 事務局次長兼<br>議事係長兼<br>監査委員書記 佐川典孝 |
| 議会事務局<br>庶務係長 金田洋子                 |                                |

◎開会と開議の宣告

○議長（真船正康君） おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和４年第１回西郷村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎諸般の報告

○議長（真船正康君） 本日の日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

先月までの議長行動表、監査結果報告書、入札結果報告書、白河地方広域市町村圏整備組合議会に関する報告書、令和３年第４回西郷村議会定例会会議録、令和３年第４回西郷村議会臨時会会議録をそれぞれお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、一般質問の通告であります。本日正午締切りでございますので、ご留意願います。

次に、これまでに受理いたしました請願１件、陳情１件につきましては、議会運営委員会に諮問した結果、別表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

次に、地方自治法第１２１条の規定により、説明のため執行機関に対しあらかじめ出席を求めておきました。本日の会議には、村長、副村長、教育長及び各担当課長が出席しております。なお、農業委員会事務局長につきましては、会期中を通して欠席となりますので、代わりに農業委員会事務局次長が出席いたします。

それでは、本日の日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（真船正康君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第１２７条の規定により、会議録署名議員に１１番矢吹利夫君、１２番上田秀人君の兩名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（真船正康君） 続いて、日程第２、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、２月２８日に開催されました議会運営委員会において、お手元に配付いたしました日程表のとおり答申がありました。

おはかりいたします。

本定例会は、本日より３月１６日までの１５日間にしたいと思いますが、ご意義ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より３月１６日までの１５日間と決定いたしました。

◎議案の上程（議案第２号～議案第２７号）

○議長（真船正康君） 続いて、日程第３、議案第２号より日程第２８、議案第２７号までの議案２６件を一括上程いたします。

◎提案理由の説明

○議長（真船正康君） 村長の令和４年度における施政方針及び提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 令和４年第１回西郷村議会定例会の開会に当たり、ご挨拶と所信の一端を申し述べ、村議会議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、このたびの西郷村長選挙におきまして、無投票ではありましたが再選を果たし、引き続き村政を担わせていただくことになりました。この４年間、村民が安心して暮らせる住みよい村を目指し各種政策に全力で取り組んできたことが評価され、２期目を託していただいたものと受け止めております。誠に身に余る光栄であり、心から感謝を申し上げますとともに、御礼を申し上げます。

今、改めてその責任の重さと大きさに身が引き締まる思いであります。また、同時に、村民の生命と暮らしを守ることを最優先に、長引く新型コロナウイルス感染症対応をはじめ、山積する様々な課題解決に積極的に取り組む決意を新たにしているところであります。

まずはじめに、村政運営に対する所信の一端を述べさせていただきます。

私は、今回の選挙に当たり、村民が主役で未来を築くを念頭に、３つのコンセプトを掲げさせていただきました。

コンセプトの１つ目は「未来へ限りなく前進する西郷村」であります。

新型コロナウイルス感染症に打ち勝ち、人口減少を克服し、さらに前進する村づくりを進めてまいります。

２つ目は「選ばれる西郷村」であります。

自然に恵まれ、高速交通、都市機能を持つ、生活環境の整った魅力ある移住定住を促進する村づくりを進めてまいります。

３つ目は「誇れる西郷村」であります。

村民はもとより、村を巣立ち村外で頑張っている人、村をこよなく応援する人が誇りを感じる村づくりを進めてまいります。

この３つのコンセプトと同時に、これらの実現を図るため６つの公約を掲げさせていただきました。

まず１つ目は「コロナを克服」であります。

今、我が国は新型コロナウイルス、とりわけ変異株であるオミクロン株の爆発的な感染拡大に直面しております。村内においても、令和２年１１月２８日に新型コロナウイルスの初感染者が確認されてから、昨年秋以降、感染状況は収束傾向にありましたが、今年１月に入り感染が急拡大し、この２か月間で１９０名を超える新規感染者が確認されております。

まずは、新型コロナウイルスに感染し苦しんでおられる方々にお見舞いを申し上げ、また、長期にわたり新型コロナウイルスとの闘いにご協力をいただいている村民の皆様、そして最前線に対応しておられる医療機関、介護施設などのエッセンシャルワーカー

カーの皆様に、深く感謝を申し上げます。

村といたしましても、国・県などの関係機関と連携しつつ、住民や事業者への的確な情報提供と新しい生活様式の定着促進を図るとともに、引き続き状況を見据えながら、PCR・抗原検査体制の充実や自宅療養者の支援強化、中小企業に対しては継続的な資金繰りなどの事業継続支援を行い、村民一丸となってコロナを克服してまいりたいと思っております。

また、ワクチン接種につきましては、3回目の接種を2月1日から開始しております。今後とも医療機関等と連携しつつ、ワクチン接種が円滑に進むよう取り組んでまいります。

次に、2つ目の公約は「子育て支援の充実」であります。

新型コロナウイルス感染症の流行は、人との接触機会が減り、出会い・結婚・出産への悪影響をもたらし、少子化に一層拍車をかけております。安心して子どもを産み育てられる環境整備の重要性が増していると感じております。言うまでもなく、子どもは社会の希望であり未来をつくる宝であります。これまでも「子ども・子育て支援事業計画」においては「子どもが育ち、親が育ち、地域が育つ、人が豊（みの）る西郷村」を基本理念とし、その実現に向け様々な施策を展開し取り組んでまいりました。

2期目におきましては、子どもの健やかな育ちと子育てを支援するため、出産祝い金の支給や出産祝い品の贈呈、また、在宅子育てサポート事業や病児・病後児保育サービスの充実を図ってまいります。

次に、3つ目の公約は「学校教育の支援の充実」であります。

小学校、中学校に入学した児童・生徒の保護者をねぎらうとともに、児童・生徒の福祉向上を図るため、就学に伴う入学祝い金を支給いたします。また、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、中学生の修学旅行費の補助や英語検定料の支給を行ってまいります。

次に、4つ目の公約は「高齢者健康長寿支援」であります。

令和2年に実施されました国勢調査において、高齢化率は、福島県平均31.7%と比べ、本村では25.1%と高くはありませんが、昨年12月に公表された健康寿命の1つの指標であるお達者度では、本村は、男女とも県内市町村で最も短い数値結果でありました。そのため、これまで以上に健康づくりに向けた効果的な対策を講ずる必要があると痛感しているところであります。

この健康寿命を延ばすため、2期目におきましては、高齢者の健康づくりとして健康カルテを作成し、健康状態不明者をなくすなど個別支援の充実を図ってまいります。また、高齢者に生きがいを持って過ごしていただけるよう、遊休農地を活用した高齢者参加型農業を創設したいと思っております。さらに、急速に高齢化が進行する中で、介護が必要となられた場合でも施設入所への対応が可能となるよう、民間を活用した施設を誘致するなど、介護や障がい福祉の充実を図ってまいります。

次に、5つ目の公約は「やりがいと魅力ある産業の振興」であります。

1つ目の公約でも触れましたが、まずは、中小企業者のウィズコロナ、アフターコ

コロナに対応した事業支援を行ってまいります。農業に関しましては、コロナ禍の影響を受けており、今後、ますます農業者の減少や高齢化が進行するものと危惧されます。そのため、事業支援だけではなく、人・農地プランによる農地の保全や、認定農業者など担い手を育成するとともに、やりがいや魅力が感じられる持続可能な農業の振興を図ってまいります。また、令和2年4月から閉館されておりますキョロロン村につきましては、再度、村民の皆様から親しまれるような新甲子地区の新たな観光拠点として、再生を図ってまいります。

次に、6つ目の公約は「災害に強い村づくり」であります。

災害に強い村づくりを行うためには、地震、水害、土砂災害等から村を守り、被害を最小化できるよう整備が必要であります。また、地域コミュニティの構築も不可欠であります。村といたしましても、ハード面においては、防災拠点や防災備蓄倉庫の整備を行い、また、ソフト面においては、防災意識の啓発や消防団を中核とした地域防災力の強化を図るなど、消火、避難、救助等の自助、共助、公助の一体的な取り組みを推進してまいります。

以上、2期目の村政執行に当たり、3つのコンセプトと6つの公約を申し上げましたが、このほかにも1期目の4年間で成し得なかった政策や様々な課題が山積しております。これらの対応や解決にも積極的に取り組み、村民の皆様はその成果を実感していただけるよう、村民の皆様、村議会議員の皆様とともに、村民・議会・行政が一体となって村政運営に当たってまいりたいと存じますので、今後とも、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、2期目就任のご挨拶と村政運営に対する所信の一端とさせていただきます。

続きまして、令和4年度施策の概要をご説明申し上げます。

現在本村を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、保育や介護への社会的な要請、安心や安全の確保、公共サービスへの新たな期待など、一層厳しさが増しております。令和4年度におきましても、今年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策、特にワクチン接種への対応が最優先となりますが、第4次総合振興計画基本目標の区分の順に沿って、新規事業を中心に説明申し上げます。

まずはじめに、基本目標1の「子ども・子育て・少子化対策分野」につきましては、希望に満ち、子どもたちが健やかに育つ村づくりを推進してまいります。

子ども・子育てに関しましては、公約の一つにも掲げさせていただきましたが、子どもの健やかな育ちと子育てを支援するため、令和4年度から、新生児1人につき3万円の出産祝い金の支給制度を創設いたします。

子育て環境につきましては、令和4年4月に満6か月児から預け入れ可能な民間の新たな小規模保育園「はのん保育園」が開園され、3歳未満児受入れ枠が拡大されます。さらに、村立西郷幼稚園でも4月から3歳児保育をスタートさせます。これら幼児の受入れ枠拡大により、待機児童の解消を目指してまいります。

保育士につきましては、その確保が依然として厳しい状況に変わりはありませんが、引き続き、保育士就職準備金貸付事業及び保育士等宿舍借上げ支援事業を実施すると



ともに、派遣会社の活用や保育士等処遇改善臨時特例事業による賃金引上げの実施などの処遇改善により、保育士の確保と離職の防止に努め、安定した保育体制を整えてまいりたいと思っております。

また、令和4年度から西郷村子育て支援センター内に、子ども家庭総合支援拠点を設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築し、母子健康の保持増進を図ってまいります。あわせまして、児童虐待防止対策に係る要保護児童対策地域協議会の調整機関として情報を集約し、関係機関との連携強化を図り対応してまいります。さらには少子化対策の一環として、引き続き、福島県で設置した「ふくしま結婚・子育て応援センター」において実施されている結婚マッチングシステムの登録料助成や婚姻に伴う住居関連費用の補助として、結婚新生活支援事業の実施による経済的支援など、少子化対策の推進強化を図ってまいります。

次に、基本目標2の「教育・文化・スポーツ分野」につきましては、自らを高め共によりよく生きる村づくりを推進してまいります。

教育環境につきましては、引き続き、村立小中学校のICT環境の整備に努めるとともに、オンラインによる英会話レッスンの対象者を村内小学校5・6年生から中学1年生までに拡大し、英会話能力の向上を図ってまいります。さらに、今年度に引き続き、外国語指導助手ALT4名を村内各小中学校へ派遣し、外国語教育環境の充実を図ることにより確かな学力を身につけ、国際的に活躍できる人材の育成につなげてまいります。また、令和4年度より少子化対応と学校教育支援のさらなる充実を図るため、3つの新たな事業を実施いたします。

1つ目は「入学祝い金給付事業」であります。

小中学校へ入学する児童・生徒への保護者へ一律3万円を支給し、子どもたちの健やかな成長を支援いたします。

2つ目は「修学旅行費補助事業」であります。

中学校3年生の修学旅行費は、県外での宿泊を伴うため高額となり、保護者の大きな負担となっております。一律3万円の補助を行うことにより、保護者の費用負担軽減を図ってまいります。

3つ目は「英語検定受験料補助事業」であります。

時代を担う生徒の英語力向上のため、年1回受験したときの英語検定料を補助し、保護者の費用負担軽減を図ることにより、英語検定の受験を進めてまいりたいと考えております。

学校給食センターの新設につきましては、令和5年度第2学期の供用開始に向け着実に整備を進めてまいります。また、村立西郷第二中学校の施設整備につきましては、トイレの洋式化、さらには中庭の整備を行い教育環境の改善を図ってまいります。

文化活動、スポーツ活動につきましても、令和4年度もコロナ禍を念頭に置きながらの取組となります。講座、イベントの開催につきましては、3密回避や手洗い、消毒の徹底を図り、村民の健康を第一に考えた上で多様な学習機会の提供と生きがいがづくりにつなげてまいります。

施設整備に関しましては、コロナ禍での災害等も考慮し、自主避難所となっている集会施設につきましては、エアコンの設置を行います。また、文化センター及び村民体育館につきましても、多様な方の利用や避難の場合にも対応できるようトイレの改修を行ってまいります。

次に、基本目標３の「産業・観光・交流分野」につきましては、活力ある交流とふれあいの村づくりを推進してまいります。

農業の振興では、更なる産地の生産力向上を図るため、新規に産地生産力強化総合対策事業に取り組み、園芸品目の生産拡大や土地利用型作物の生産効率化、さらには産地づくりなど生産の拡大を支援いたします。また、一般財団法人西郷村農業公社との連携により、耕畜連携や担い手の育成、確保などの事業を推進し、引き続き農業振興体制の整備を図ってまいります。

農業基盤の整備では、黒川、大清水地区の水路整備の実施や老朽化した長坂地区の農業用水路の機能保全計画及び明治堀地区の事業計画作成等を行い、営農者の耕作条件の向上等が図られるよう進めてまいります。

今年６月に開業から５年目を迎える「まるごと西郷館」は、昨年１２月に来場者数が延べ５０万人を超え、村の地域経済活性化に大いに寄与しております。令和４年度におきましては、将来の道の駅化に向け、（仮称）道の駅「にしごう」出荷者等準備推進委員会を中心とした、ソフト事業等に取り組んでまいります。

林業につきましては、放射性物質の影響により林業生産活動が停滞し、森林の荒廃等が進行している状況を鑑み、新たに広葉樹林再生事業に取り組むほか、継続してふくしま森林再生事業、松くい虫防除事業、森林環境交付金事業などにより、森林の再生・保護・活用を図ってまいります。また、令和４年度には、平成２５年度から県営事業で実施されている林道基幹道の楽翁溪松宇線の改良整備が完了いたしますので、森林伐採等の林業経営の改善が促進され、林業の振興が図られるものと期待しております。

地域産業の振興につきましては、引き続き、商工会、金融機関、村内企業等と連携し、経営基盤の強化支援、創業支援を行いつつ、地域産業の振興策の構築を図るとともに、若者の定住・移住促進と企業の人材不足を解消することを目的とする企業版ふるさと納税を活用した奨学金の返還支援を継続してまいります。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対応のため、令和４年度におきましては、中小規模店舗におけるキャッシュレス決済を導入し消費喚起を図るとともに、消費者に対しましては、決済額の２０％を還元するキャッシュレス決済ポイント還元事業を実施し、地域経済活性化を図ってまいります。

観光振興につきましては、引き続き、展望台等を活用した新たな観光名所となるよう新雪割橋の周辺整備事業に取り組み、観光の振興につなげてまいりたいと考えております。地域の魅力発信、交流等、地域の活性化につながるフットパス事業につきましては、西郷フットパスの会、地域おこし協力隊員、さらには地域住民の皆様方と協働で、令和５年度に本村で開催が予定されているフットパス全国大会に向けて準備を

進めてまいります。また、懸案となっておりますキョロロン村、ちゃぼランド西郷につきましては、本村の観光拠点である新甲子地区の再生を図るため、関連する土地を取得させていただき、あわせて、両施設の利活用等の整備方針を立案し、関係機関と協議、調整のうえ、よりよい観光拠点づくりを目指してまいります。

新庁舎整備事業につきましては、昨年11月に基本設計が完了し、現在、実施設計を行っているところであります。新庁舎の早期完成を目指し、実施設計終了後は速やかに工事着手へと計画を進めてまいりたいと考えております。

企業誘致につきましては、今年度全国の主な企業へ立地・進出意向調査を実施いたしましたので、令和4年度におきましては、本村の地域優位性を広くPRするための誘致活動を行い、村内の雇用機会の拡大や産業の活性化につなげてまいります。

次に、基本目標4の「都市基盤整備分野」につきましては、快適に暮らし利便性の高い村づくりを推進してまいります。

平成24年度から整備を進めてまいりました村道川谷由井ヶ原線につきましては、5代目となる雪割橋の架け替え工事が完了し、昨年5月に無事、開通を迎えることができました。令和4年度におきましては、旧雪割橋の撤去を行ってまいります。また、村民体育館や総合グラウンド前を通る上新田・中久保線につきましては、国道4号と国道289号を結ぶ村の重要な路線であり、災害時の緊急輸送路としても利用されることから、歩道を含む所要の整備を図るための概略設計に着手いたします。

その他、社会資本整備総合交付金を活用し、道路改良などの工事等を行うことや各行政区等より維持補修等の要望がある比較的小規模な道水路等につきましても、順次整備や維持修繕等を行い、機能向上及び通行の安全確保、生活環境の保全に努めてまいります。

高齢者等の交通移動手段である公共交通につきましては、昨年10月から利用料金の有償化を図り、タクシー車両を活用した新たなデマンド交通の実証実験の取組を始めたところであります。今後、利用者の意見などを踏まえ、生活路線バスを含めた持続可能な交通体制整備の検討に努めてまいります。

住環境整備面におきましては、入居率が低迷している定住促進住宅子安森宿舎を短期滞在型移住体験住宅などの移住・定住政策にも活用できるよう検討をしてまいります。また、移住・定住される方には、現在、村外から本村に転入し住宅を取得された場合に住宅取得費補助金を支給しておりますが、令和4年度からは、福島県の補助金の上乗せを行い移住・定住者の増加を図ってまいります。

次に、基本目標5の「保健・医療・福祉分野」につきましては、自分らしく生き、笑顔があふれる村づくりを推進してまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、2月1日より2回目接種完了の早い方から順次3回目の追加接種を開始しております。5月中旬までには希望者全員の接種完了を見込んでおります。5歳から11歳までの小児接種につきましても、3月下旬から順次開始していく予定であります。また、インフルエンザワクチン接種につきましては、従来中学3年生を助成対象者としておりましたが、令和4年度から

は、15歳未満の小児及び妊婦の方にも追加拡大し、感染症予防と子育て世代の家計を支援いたします。

新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、集団総合検診時における会場内の混雑緩和、検診人数の把握のため、健康診査予約システムを導入し、電話、またウェブによる事前予約方法により、感染拡大の防止や利用者の利便性向上につなげてまいります。

高齢者の支援につきましては、第8期介護保険事業計画に基づき、村内在住高齢者の施設入所希望待機者解消を目的として、広域型の特別養護老人ホームの建設が予定されております。令和4年度は、村としても、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備促進に向け、地域医療介護総合確保基金事業に取り組んでまいります。また、今年度から実施している高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業につきましては、専任の保健師を現在の2名から増員配置し、保健師、歯科衛生士による地域サロンへの派遣や健康状態未把握の高齢者宅への訪問など、後期高齢者医療保険における保健事業と介護予防事業を一体的に実施してまいります。さらには、見守り安心ネットワーク事業や高齢者福祉トータルサポート事業など、地域支え合い体制づくりも強化し、高齢者が住んでいる地域で健やかにいつまでも暮らしていけるよう推進してまいります。

障がい児・障がい者福祉につきましては、昨年、障がい児通所支援事業所が新たに開設されるなど受入れ枠が拡充されましたが、年々増加する利用者のニーズに応え、利用者の能力及び適性に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう「自立支援給付事業」、「障がい児通所支援事業」、「重度障がい者支援事業」などを実施し、福祉の充実を図ってまいります。

次に、基本目標6の「環境保全分野」につきましては、自然と共生し、環境にやさしい村づくりを推進してまいります。

村の環境保全につきましては、環境負荷の軽減及び環境保全に積極的に努め、良好な環境を未来の世代に継承するため、省エネ・省資源・廃棄物の減量化の取組を推進し、温室効果ガス排出量の削減を図ってまいります。令和4年度におきましては、生ごみ処理機等購入費補助金制度を創設いたします。村内に住所を有し、ご家庭の厨房等から生ずる生ごみの処理機の購入に対し、予算の範囲内で補助金を交付いたします。また、ごみ減量化に関するパンフレット等を積極的に活用し、学校や各家庭のごみ減量化の推進と環境教育にも力を入れてまいります。

放射性物質除染対策につきましては、環境省の輸送により、村内の仮置場から中間貯蔵施設へ5万7,000袋の除去土壌等を搬出いたします。令和4年12月までには村内全ての除去土壌等の搬出が完了する予定であります。また、あわせて、この除去土壌等運搬完了に伴い、地権者への土地返還に向けた仮置場原状復旧作業も実施いたします。なお、「農産物等放射性物質検査事業」につきましては、今後とも摂取制限値を超える食品について、注意喚起する必要がありますので、継続して実施してまいります。

次に、基本目標 7 の「防犯・防災分野」につきましては、安全が守られ、災害に強い村づくりを推進してまいります。今回、犯罪被害者等の権利利益保護や被害の軽減・回復を図り、村民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に貢献することを目的とした西郷村犯罪被害者等支援条例を制定し、また、あわせまして、犯罪被害者等への見舞金や転居費用の助成金の支給制度を創設することにより、犯罪被害に遭われましたご本人やご遺族等への経済的な負担軽減を図りたいと考えております。

また、消防団員につきましても、求められる役割は近年特に多様化・複雑化しており、消防団員一人一人の負担も増加しております。消防団員の処遇改善の一環として、西郷村消防団給与条例の一部を改正し、令和 4 年度より報酬等を引き上げて支給してまいりたいと考えております。

令和 4 年度の主な事業といたしましては、老朽化した西郷村消防団大平班の消防ポンプ自動車車両格納庫の更新を行い、地域防災力の充実・強化を図ってまいります。また、災害等の情報伝達につきましては、現在、スマートフォンアプリや e メール、専用地域受信機、電話機などを通して生活に必要な緊急情報等を配信しておりますが、令和 4 年 1 月末現在、アプリ等の配信登録件数は、4,774 件とまだ少ない状況にあります。このため、令和 4 年度におきましては、災害情報伝達システムである「アットインフォカナルのアプリ普及促進事業」を実施してまいります。村内の集会施設での推進員等によるアプリの登録促進や各戸訪問による普及促進に努めてまいります。

自主防災組織につきましては、組織の結成促進につなげるためにモデル地区の構築をしてまいります。具体的には、地区住民の防災意識向上への啓発活動や地区内防災設備の点検及び防災訓練の実施などを既存組織と連携して行ってまいります。さらには、モデル地区にて実施した活動内容を広報誌で紹介するとともに、その活動の動画を活用して他組織への結成促進につなげてまいります。

最後に、基本目標 8 の「行財政運営分野」につきましては、共に考え協働する村づくりを推進してまいります。

令和 4 年度におきましては、村民の利便性向上やサービスの質の向上を図るため、マイナンバーカードを利用して国の指定する子育てや介護に関連する手続きができるよう「自治体オンライン手続き推進事業」を実施いたします。さらに、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアで村税、戸籍などの各種証明書が取得できるよう、自治体 DX、デジタルトランスフォーメーション推進事業の一環として、コンビニ交付も実施いたします。また、マイナンバーカードは、本人確認書類として使えるだけでなく、今後も健康保険証の本格運用や運転免許証との一体化など、さらなる利便性の向上が期待されておりますので、これらの事業の利活用と併せ、普及促進にも取り組んでまいります。

令和 4 年度の財政運営につきましては、まず、歳入面では、現在、オミクロン株による感染症が猛威を奮っており、その影響が懸念されるところではありますが、一部、景気回復の兆しも見られることから、令和 4 年度におきましても今年度と同規模程度

の歳入が見込めると考えております。

一方、歳出面では、社会保障費に係る負担が右肩上がりで増大する中、学校給食センター、役場新庁舎の建設といった50年に一度の大事業が本格的にスタートいたします。このため、より一層厳しい財政運営が求められることとなりますので、財政運営の原点に立ち返り、最少経費、最大効果の原則、組織、運営の合理化、規模の適正化に努めてまいります。

また、昨年は、本村は自治体四季報におきまして、全国1,741自治体の中で経営力日本一に選出されました。この結果は、大変名誉なことでありうれしい限りであります。これも、ひとえに先人の英知と努力、加えて村民の村を愛する総合力の賜物であります。これにおごることなく、さらなる健全な行財政運営を図り、住んでみたい、住んで良かった、住み続けたいと思っていただける村づくりを進めてまいります。

以上、村政執行に当たり、令和4年度施策の概要をご説明申し上げます。

課題は山積しておりますが、議員各位、村民の皆様のご意見、ご指導を賜りながら、初心を忘れることなく、常に住民目線の行政に努めるとともに、公約にも掲げました「未来へ限りなく前進する西郷村」、「選ばれる西郷村」、「誇れる西郷村」を実現できますよう、鋭意努力してまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本日提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

提出議案は、議案第2号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」ほか、条例の制定及び一部改正7件、事務の委託の廃止について1件、財産取得の件について1件、令和4年度当初予算8件、令和3年度補正予算8件の計26議案でございます。

はじめに、議案第2号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」ですが、国家公務員の措置との権衡を踏まえ、非常勤職員の育児休業の取得に係る在職期間の要件を廃止する等、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備することについて、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第3号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」ですが、特別職の職員で非常勤のもののうち、監査委員、農地利用最適化推進委員、福祉委員、教育支援委員会委員その他地方公務員法第3条第3項第2号に掲げる職にある者の報酬の額を改定することについて、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第4号「西郷村手数料徴収条例の一部を改正する条例」ですが、納税等に関する事項の証明書の手数料額の徴収単位の見直し及び既定の整備のため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第5号「西郷村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」ですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、特定教育・保育

施設等が記録、作成、保存等を行うもののうち、条例で書面により行うことが規定されているものについて、書面に代えて電磁的記録により行うことができる旨を定めることについて、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第6号「西郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」であります。全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正等に伴い、国民健康保険税の未就学児の被保険者均等割額の減額等にて、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第7号「西郷村犯罪被害者等支援条例」であります。犯罪被害者等が被害から回復し、平穏な日常生活を営むことができるよう支援し、誰もが安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するため、この条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第8号「西郷村消防団給与条例の一部を改正する条例」であります。消防組織法第37条の規定に基づく消防庁長官の助言により、西郷村消防団員の処遇改善を目的として団員報酬を引き上げることについて、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第9号「西郷村農業集落排水施設条例の一部を改正する条例」であります。上野原地区及び真船地区の農業集落排水施設を公共下水道に接続し、処理施設の機能がなくなったことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第10号「障害児就学指導に関する白河市への事務の委託の廃止について」であります。西郷村教育支援委員会条例が制定されたことにより、障がい児の就学指導に関する白河市への事務の委託を令和4年3月31日をもって廃止することについて、議会の議決をを求めるものであります。

次に、議案第11号「財産の取得について」であります。甲子・新甲子地区の観光拠点エリアの再建を進めるため、議会の議決に付すべき財産の取得について、議決を求めるものであります。

続きまして、議案第12号「令和4年度西郷村一般会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。

令和4年度の西郷村一般会計予算は、歳入歳出総額113億8,000万円、対前年度比9億5,000万円の増、率にして9.1%の増となります。

当初予算の編成につきましては、新型コロナウイルス感染症対策費はもとより、西郷村第4次総合振興計画、西郷村まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる基本目標の実現に向けた各種施策に伴う予算を計上しております。

次に、議案第13号から議案第19号までの各特別会計予算並びに各企業会計予算につきましても、それぞれの事業目的達成のための予算となっております。

続きまして、議決第20号「令和3年度西郷村一般会計補正予算（第11号）」につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、数次の補正を経て最終予算となりますが、歳入歳出をそれぞれ、6億3,235万6,000円を減額し、歳入歳出総額を116億5,456万

7,000円とするものであります。

3月補正につきましては、各種事業の事業費調整による減額が大半でございますが、国の令和3年度補正予算に関連する予算及び財政調整積立基金への積立金を計上しております。

次に、議案第21号から議案第27号までの各特別会計補正予算並びに各企業会計補正予算につきましても、それぞれの事業目的のため所要の補正を行うものであります。

以上、本日提案いたしました議案の大要につきましてご説明申し上げました。細部につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真船正康君） 施政方針及び提案理由の説明が終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時01分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午前11時20分）

◎議案内容の細部説明

○議長（真船正康君） 続いて、議案第2号及び議案第3号に対する細部説明を求めます。  
総務課長。

（参事兼総務課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正康君） 続いて、議案第4号に対する細部説明を求めます。  
税務課長。

（参事兼税務課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正康君） 続いて、議案第5号に対する細部説明を求めます。  
福祉課長。

（福祉課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正康君） 続いて、議案第6号に対する細部説明を求めます。  
住民生活課長

（住民生活課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正康君） 続いて、議案第7号及び議案第8号に対する細部説明を求めます。  
防災課長。

（防災課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正康君） 続いて、議案第9号に対する細部説明を求めます。  
上下水道課長。

（上下水道課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正康君） 続いて、議案第10号に対する細部説明を求めます。  
学校教育課長。



(学校教育課長、議案書により細部説明)

○議長(真船正康君) 続いて、議案第11号に対する細部説明を求めます。  
産業振興課長。

(参事兼産業振興課長、議案書により細部説明)

○議長(真船正康君) 続いて、議案第12号に対する細部説明を求めます。  
財政課長。

(参事兼財政課長、議案書により細部説明)

○議長(真船正康君) 続いて、議案第13号及び議案第14号に対する細部説明を求めます。

住民生活課長

(住民生活課長、議案書により細部説明)

◎休憩の宣告

○議長(真船正康君) それでは、ただいま細部説明の途中でありますが、これより午後1時まで休憩いたします。

(午後0時01分)

◎再開の宣告

○議長(真船正康君) 再開いたします。

(午後1時00分)

○議長(真船正康君) 続いて、議案第15号に対する細部説明を求めます。  
健康推進課長。

(健康推進課長、議案書により細部説明)

○議長(真船正康君) 続いて、議案第16号に対する細部説明を求めます。  
住民生活課長。

(住民生活課長、議案書により細部説明)

○議長(真船正康君) 続いて、議案第17号から議案第19号に対する細部説明を求めます。

上下水道課長。

(上下水道課長、議案書により細部説明)

○議長(真船正康君) 続いて、議案第20号に対する細部説明を求めます。  
財政課長。

(参事兼財政課長、議案書により細部説明)

○議長(真船正康君) 続いて、議案第21号及び議案第22号に対する細部説明を求めます。

住民生活課長。

(住民生活課長、議案書により細部説明)

○議長(真船正康君) 続いて、議案第23号に対する細部説明を求めます。  
健康推進課長。

(健康推進課長、議案書により細部説明)

○議長（真船正康君） 続いて、議案第２４号に対する細部説明を求めます。  
住民生活課長。

（住民生活課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正康君） 続いて、議案第２５号から議案第２７号に対する細部説明を求めます。  
上下水道課長。

（上下水道課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正康君） 以上で細部説明が終わりました。

◎白河地方広域市町村圏整備組合議会に関する報告

○議長（真船正康君） 次に、日程第２９、白河地方広域市町村圏整備組合議会に関する報告であります。

このことについて、当該組合議会の議員である１５番秋山和男君の報告を求めます。  
１５番秋山和男君。

○１５番（秋山和男君） 日程第２９、白河地方広域市町村圏整備組合議会に関する報告をさせていただきます。

令和３年第４回定例会が昨年１２月２２日、組合議場で開催されました。定例会議案は３議案であり、審議の結果、１議案は原案認定、２議案は原案可決されましたことを報告いたします。

また、令和４年第１回定例会が２月２５日、組合議場で開催されました。定例会議案は５議案であり、審議の結果、１議案は原案承認、４議案は原案可決されましたことを報告いたします。

議案の結果に関しましては、お手元に配付いたしましたのでご確認ください。また、定例会資料は閲覧ができるよう議会事務局に置いてありますので、ご確認をお願いします。

以上で報告を終わります。

○議長（真船正康君） １５番、副議長、秋山和男君からの報告が終わりました。

◎例月出納検査及び定期監査結果報告

○議長（真船正康君） 続いて、日程第３０、例月出納検査及び定期監査の結果の報告を求めます。

西郷村監査委員、鈴木勝久君。

○８番（鈴木勝久君） 例月出納検査並びに定期監査の結果について、ご報告申し上げます。

令和３年１１月期から令和４年１月期までの３か月分の例月出納検査及び定期監査の結果につきましては、お手元に配付した内容となっておりますので、ここにご報告申し上げます。

以上、監査報告を終わります。

○議長（真船正康君） 監査委員の報告が終わりました。

◎散会の宣告

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月3日、3月4日、3月7日は議場において予算説明会を予定しておりますので、ご留意願います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後1時41分)

